

ひたちなか市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

ひたちなか市

はじめに	1
1. 本計画の位置づけ	1
2. 茨城県内の状況	1
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
1. 概要	2
2. 茨城県で想定される地震の規模・被害の状況	3
3. 耐震化の現状	5
4. 耐震改修等の目標設定	6
5. 市有の対象建築物の耐震化目標と整備プログラム	8
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について	10
1. 概要	10
2. 耐震診断・改修に関わる基本的な取組み方針	11
3. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	12
4. 耐震化促進のための環境整備	13
5. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	13
6. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	14
7. 重点的に耐震化すべき区域の設定	14
8. 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	14
第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について	15
1. 概要	15
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実	15
3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	15
4. 地域住民等との連携に関する事項	16
第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について	17
1. 概要	17
2. 耐震改修促進法による指導等の実施について	17
3. 建築基準法による勧告又は命令等の実施について	18
資料	19

はじめに

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)」(以下、「耐震改修促進法」という。)に基づいてひたちなか市が策定する計画であり、大規模地震による人的被害及び経済的被害の削減を目的として建築物の耐震化を促進するため、市、市民、民間事業者等の役割と取組方針等を定めるものです。

(2) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、平成20年度から平成27年度までとします。

なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、定期的に計画内容を検証するとともに、適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

2. 茨城県内の状況

茨城県内では、幸いにも最近では大規模な地震被害に見舞われていません。しかし、過去においては1895年の茨城県南東部の地震や1923年の関東大地震などにより、県南部を中心として被害が発生しています。また、ここ数年は本県でも、震度5程度の揺れが数多く観測されています。

県では、平成4年に国の中央防災会議から示された「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」において、直下の地震の発生により著しい被害を生じるおそれのある(震度6相当以上)地域として県南西部30市町村(当時。市町村合併により平成18年度では19市町村が該当。)が指定されたため、この地域を中心に震災対策を進めてきました。その後、平成7年の阪神・淡路大震災を経て、平成10年には先の大綱が改定され(平成17年9月に廃止)、さらに平成17年7月に、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会報告」において茨城県南部地域におけるマグニチュード7級の地震が発生した場合に著しい被害を生じるおそれ(震度6弱以上)のある地域として、南部の利根町からひたちなか市に及び32市町村が挙げられています。

一方、平成18年1月には改正耐震改修促進法が施行され、建築物の耐震化を早急に進める必要がありますが、建築物の耐震化は進んでおらず、民間・公共建築物ともに耐震性の不足している建物が多く残されています。

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 概要

計画の概要

想定される地震

本計画の対象とする地震として、県南部を震源とするマグニチュード 7.3 クラスの地震(内閣府中央防災会議「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告(平成 17 年 7 月)における「茨城県南部地震」)を想定します。
県内で観測される最大震度は、土浦市、つくば市などの 32 市町村で震度 6 弱以上と予測されています。
最も大きな地震が発生した場合の被害は、県内で全壊する建物が約 3 万棟、死者数約 300 人、負傷者数約 8 千人などと予測されています。

建物耐震化の現状

市内に約 5 万戸存在する住宅の耐震化率は、平成 18 年度末における推計値で 78.8%となっています。
病院、ホテル、店舗等の多くの人が集まる民間建築物(特定建築物等*)の耐震化率は、推計値で 82.8%となっています。
公立学校、市営住宅、庁舎、体育館等の市有建築物(対象建築物等)の耐震化率は、48.9%となっています。

目標の設定

平成 27 年度までの建築物の耐震化の目標を、国の基本方針に基づき、住宅、民間の特定建築物、市有対象建築物については 90%とします。

耐震化の目標のまとめ

建築物の種類		全施設 (戸)数	現状の耐震化率 (平成 18 年度末)	耐震化率の目標 (平成 27 年度末)
住宅		53,560	78.8%	90%
民間の特定建築物等		238	82.8%	90%
市有の対象建築物等**		176	48.9%	90%
	学校	85	28.2%	90%
	社会福祉施設等	10	70.0%	90%
	ホテル	2	50.0%	90%
	市営住宅	37	100.0%	100%
	事務所等	5	80.0%	90%
	その他	37	35.1%	90%

* 特定建築物とは、耐震改修法施行令(平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号、最終改正年月日:平成 18 年 1 月 25 日政令第 8 号)に定められる特定建築物を指します(資料 2 参照)。耐震化率を求めるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めたものを「特定建築物等」と呼ぶこととします。

** 市有の建築物については、耐震改修促進法施行令に定められる特定建築物に加え、防災拠点に位置づけられる施設と学校や社会福祉施設等の要援護者が集まる施設については、階数 2 以上又は 200 m²超のものを本計画の対象とします(除却、用途廃止予定の建築物等を除く)。これら本計画の対象とする市有建築物を、民間の特定建築物と区別するため、「対象建築物」とし、耐震化率を求めるため、同じ用途、規模の新耐震基準の市有施設を含めたものを「対象建築物等」と呼ぶこととします。

2. 茨城県で想定される地震の規模・被害の状況

(1) 茨城県で想定される地震(震源)

茨城県の、過去の地震災害による被害をまとめたものが下表です。特に近年、大きな被害は発生していないものの、震度5前後の地震が頻繁に見られるようになっており、南関東地域直下での大型地震発生については、切迫性を有しているとされています。

茨城県に被害をもたらした歴史的な地震*

日本歴(西暦)	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
弘仁 9.7.-(818)	関東諸国(相模湾)	7.9		山崩れ数里, 圧死者多数
延宝 5.10.9(1677)	関東磐城(房総半島南東沖)	7.4		沿岸に津波, 水戸領内で溺死 36
明治 28.1.18(1895)	茨城県南東部	7.2		圧死者 4, 負傷 34, 全壊家屋 37
大正 10.12.8(1921)	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊, 田畑, 道路亀裂
大正 12.9.1(1923)	相模湾(関東大地震)	7.9	4	死者 5, 負傷者 40, 全壊家屋 517, 半壊家屋 681
昭和 5.6.1(1930)	茨城県 北部沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
昭和 6.9.21(1931)	埼玉県中部(西埼玉地震)	6.9	5	負傷 1, 半壊家屋 1
昭和 8.3.3(1933)	三陸沖	8.1	5	
昭和 13.5.23(1938)	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和 13.9.22(1938)	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和 13.11.5(1938)	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害
昭和 62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 24, 家屋の一部破損 1,252
平成 12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5 弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷 1, 建物被害 12 棟
平成 14.6.14(2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷 1, 建物被害 8 棟, 塀倒壊 5
平成 15.11.15(2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷 1
平成 16.10.6(2004)	茨城県南部	5.7	5 弱	被害なし
平成 17.2.16(2005)	茨城県南部	5.4	5 弱	負傷 7
平成 17.4.11(2005)	千葉県北東部	6.1	5 強	被害なし
平成 17.8.16(2005)	宮城県沖	7.2	5 弱	被害なし
平成 17.10.19(2005)	茨城県沖	6.3	5 弱	負傷 1

茨城県周辺において想定される地震の震源としては、内閣府中央防災会議の「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告(平成 17 年 7 月)で取り上げられている「茨城県南部地震」(資料 1 参照)とします。

* 出典:「災害の記録(茨城の災害)」「消防防災年報」茨城県消防防災課、「茨城の気象百年」水戸地方気象台

茨城県において想定される地震

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)
茨城県南部地震	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会(平成17年7月)」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震	7.3

(2) 地震による揺れの概要

上記の地震によって発生する揺れは、最大で震度6強と見られていますが、局所的にはより強い揺れが発生する可能性があるため、十分な注意が必要です。震度6弱以上が予測されている市町村は以下のとおりです。

茨城県内で震度6弱以上の揺れの発生が予測される市町村

土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
以上、32市町村

この地震による県内の震度の分布は、資料1を参照してください。

(3) 地震による揺れや被害の予測結果

(1) 及び(2)で示した地震により、次のような被害が予測されています。

茨城県で想定される地震による被害の予測

被害項目	被害数[棟, 人]
建物被害	
建物全壊	30,190
人的被害	
死者	240
負傷者	7,780
負傷者のうち重傷者	760

ケース設定：地震発生時刻18時、風速15m/s

上記の被害予測値は、首都直下地震対策専門調査会において求められたものですが、広域応援体制の確保などマクロの観点から国としての対策を検討することを目的とした調査の結果であるため、推計誤差が大きくなっています。したがって、建物全壊棟数、死者数、負傷者数等の被害はあくまで参考値と考えてください。

3. 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成 18 年度末時点における住宅の耐震化の状況を推計*した結果が以下の表です。

旧耐震基準**により建てられた木造住宅のうち、耐震性のあることが確認された住宅(4.1%)及び耐震改修が行われた住宅(2.2%)を除く 27.9%の木造住宅で、耐震性が不足している状況です。また、非木造住宅においても、4.3%は耐震性が確かめられておらず、耐震化率は 95.7%になっています。

以上の合計により、住宅の耐震化率は、78.8%となっています。

市内の住宅の耐震化状況(平成 18 年時点推計)

用途	住宅戸数 総数	旧耐震基準の住宅			新耐震基準 の住宅	耐震性のある 住宅合計
		計	うち、耐震性 があるもの	うち、耐震 改修済		
木造住宅	38,330	13,100	1,570	840	25,230	27,640
	100.0%	34.2%	4.1%	2.2%	65.8%	72.1%
非木造住宅	15,230	2,730	2,070	0	12,500	14,570
	100.0%	17.9%	13.6%	0.0%	82.1%	95.7%
合計	53,560	15,830	3,640	840	37,730	42,210
	100.0%	29.6%	6.8%	1.6%	70.4%	78.8%

(2) 民間建築物における耐震化の現状

民間の特定建築物等の耐震化の状況については、下表のとおりとなっています。

民間特定建築物等の耐震化状況(平成 18 年時点推計)

建築物数 用途	総数	旧耐震基準の建築		新耐震基準 の建築	耐震性のある 特定建築物等 の数	耐震化率
		総数	うち、耐震性 があるもの			
病院・診療所	15	9	3	6	9	60.0%
社会福祉施設	6	0	0	6	6	100%
ホテル・旅館	14	6	2	8	10	71.4%
店舗・百貨店	19	6	2	13	15	78.9%
賃貸共同住宅	128	55	41	73	114	89.1%
その他	56	24	11	32	43	76.8%
合計	238	100	59	138	197	82.8%

* 平成 15 年度の住宅・土地統計調査をもとに推計しています。

** 建築基準法の耐震基準は昭和 56 年(1981 年)6 月に大幅に見直されていますが、過去の大地震において、見直し以前の耐震基準に基づき建てられた建物に被害が多く見られたことから、これらを「旧耐震基準の建物」、見直し後の耐震基準を満たしている建物を「新耐震基準の建物」と呼んで区別しています。

(3) 公共建築物における耐震化の現状

市有建築物の耐震化の状況

市が管理する建築物の耐震化の状況は以下の表のとおりです。

市営住宅については耐震化が完了しております。

市有の対象建築物等の耐震化状況(平成18年時点)

	対象建築物等の数 A	旧耐震基準の建築			新耐震基準の建築 E=A-B	耐震性のある対象建築物等 F=C+D+E	耐震化が必要な対象建築物 A-F	耐震化率 F/A
		総数 B	うち、耐震性があるもの C	うち、耐震改修済 D				
学校	85	61	0	0	24	24	61	28.2%
社会福祉施設	10	3	0	0	7	7	3	70.0%
ホテル	2	1	0	0	1	1	1	50.0%
市営住宅	37	17	17	0	20	37	0	100.0%
事務所	5	2	0	1	3	4	1	80.0%
その他*	37	24	0	0	13	13	24	35.1%
合計	176	108	17	1	68	86	90	48.9%

* 「その他」には、消防署、公民館、市民体育館、幼稚園、保育所が含まれています。

4. 耐震改修等の目標設定

(1) 目標設定の基本的考え方

特定建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、市有の対象建築物の耐震化の推進、民間事業者への指導、市民への啓発活動・支援施策等を通じて推進します。その結果、平成27年度末時点での耐震化率を全体で90%を目標とします。

(2) 住宅における耐震化の目標

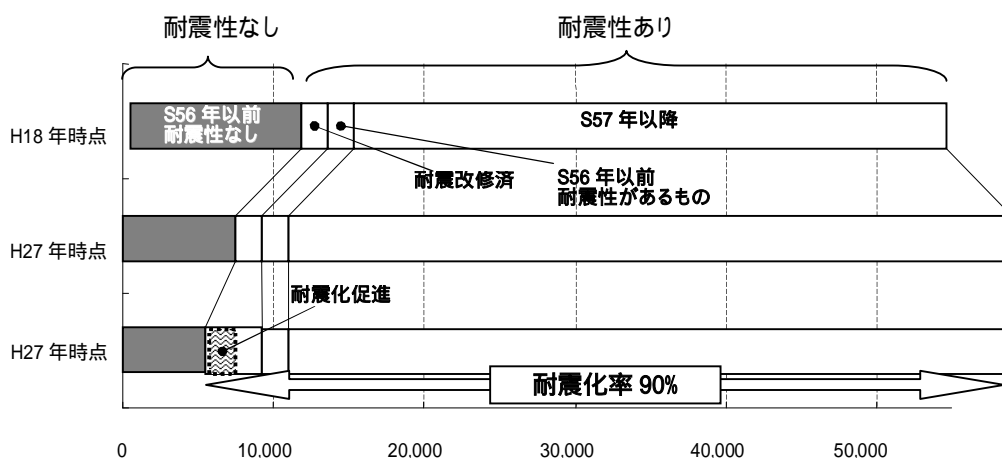
先に示した平成18年時点における耐震化の現状をもとに、自然建替えや耐震改修が現状ペースで進むものと想定した場合には、平成27年時点の耐震化率は次表のように約88%になると予想されます。

市内の住宅の耐震性の状況(平成27年時点推計)

	総数	旧耐震基準の住宅			新耐震基準の住宅	耐震性のある住宅合計	耐震化率
		計	うち、耐震性があるもの	うち、耐震改修済			
木造住宅	40,860	9,090	1,090	1,510	31,770	34,370	84.1%
非木造住宅	16,960	1,520	1,160	0	15,440	16,600	97.9%
合計	57,820	10,610	2,250	1,510	47,210	50,970	88.2%

平成18年及び平成27年時点の耐震性の状況をグラフで示したものが次の図です。現状の

ままでは平成 27 年時点の耐震化率は 88.2%ですが、平成 27 年までの 8 年間で約 1,000 戸に相当する耐震化促進を図ることにより、平成 27 年までに耐震化率を 90%とすることができ
ます。



住宅は、日常生活を営むうえで最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。したがって、住宅の耐震化率は、平成 27 年までに耐震化率を 90%にすることを目標とします。

(3) 特定建築物等における耐震化の目標

公共建築物については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、市有の対象建築物等の耐震化率を 90%にすることを目標とします。

民間の特定建築物等については、指導方針を定め、それに基づいて指導、指示等を実施することなどにより、90%の耐震化を目標とします。

特定建築物等の耐震化の目標(平成 27 年度末)

		民間		市有		官民合計	
		現状	目標	現状	目標	現状	目標
学校	小・中学校, 学校附属体育館等	-	-	28.2%	90%	28.2%	90%
病院・診療所	病院, 診療所等	60.0%	90%	-	-	60.0%	90%
社会福祉施設等	老人ホーム, ティーサービス, 福祉施設, 身体障害者福祉施設等	100%	100%	70%	90%	81.3%	90%
ホテル・旅館等	ホテル, 旅館, 保養施設等	71.4%	90%	50%	90%	68.8%	90%
店舗・百貨店	百貨店, マーケット, 物販店, 理髪店, 銀行等	78.9%	90%	-	-	78.9%	90%
賃貸共同住宅	賃貸共同住宅, 寄宿舎, 下宿等	89.1%	90%	100%	100%	91.5%	95%
公共の事務所等	庁舎等	-	-	80%	90%	80.0%	90%
その他	民間事業所, 倉庫, 屋内運動場, 公民館, 幼稚園, 研修施設等	76.8%	90%	35.1%	90%	60.2%	90%
合計		82.8%	90%	48.9%	90%	68.4%	90%

5. 市有の対象建築物の耐震化目標と整備プログラム

(1) 市有の対象建築物の耐震化推進の考え方

本計画の対象とする市有の建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の基準を基本としますが、同法において、避難弱者が集まる建築物である幼稚園・保育所等については規模要件を引き下げるなど、より積極的な耐震化を求めていることから、学校や社会福祉施設等の避難弱者が集まる施設については階数2以上又は床面積200㎡を超える建築物を対象とします。また、災害時の拠点となる施設についても、同様に階数2以上又は床面積200㎡を超える建築物を対象として耐震化を進めます。

なお、市営住宅については、対象建築物の耐震化は完了しています。

(2) 対象建築物

市有の対象建築物については、計画的・重点的に耐震診断、耐震改修*を実施します。

対象建築物1：災害時の拠点となる特定建築物等

市地域防災計画の「防災対策拠点施設」として位置付けられている特定建築物

支所庁舎 支所

小学校、中学校（避難所、避難場所指定に限る）. 避難収容拠点

上記以外の特定建築物

対象建築物2：特定建築物の規模要件に満たない階数2以上又は200㎡を超える施設で災害時の拠点となる建築物

対象建築物3：特定建築物の規模要件に満たない階数2以上又は200㎡を超える避難弱者が集まる施設

ただし、耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満又は q 値が0.5未満の建築物等については、地震による倒壊の危険性が高いことから、個別に状況を判断し最優先で耐震改修工事を進めることとします。

耐震改修促進法では、 I_s 値及び q 値を基準として、以下のとおり安全性を区分しています。

- | |
|---|
| (1) I_s が0.6以上で、かつ、 q が1.0以上の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |
| (2) (1) 及び(3) 以外の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| (3) I_s が0.3未満の場合又は q が0.5未満の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |

I_s 値とは、耐震診断調査によって得られる数値で、建物の耐震性能を示す。地震に耐えられる能力としての建物の強さ、地震の力を受け流す能力としての建物の粘りの二つに、建物の形状、経年変化を考慮して、耐震診断基準による計算式により求められる。

* 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

q 値とは、保有水平耐力に係る指標であり、建物がどの程度の水平力まで耐えられるかを表す。「最低これだけの耐力が必要である」とされる保有水平耐力の下限値 Q_{un} に対して、実際の保有水平耐力 Q_u の比率で表される。($q = Q_u / Q_{un}$)

(3) 耐震化の目標

市は、市有の対象建築物の耐震化率を現在の 48.9%から平成 27 年度までに 90%にすることを目標とします。

(4) 耐震化の整備プログラム

5.(2) で示した対象建築物について、耐震化率 90%を目標とします。

耐震診断

平成 20 年度より対象建築物の耐震診断を継続して行います。

市有の対象建築物の耐震診断計画

対象建築物	建物の種別	該当建物数	実施年度
1	・市地域防災計画の「防災対策拠点施設」の特定建築物 ・市避難場所指定の特定建築物 ・上記以外の特定建築物	33	H20～
2	階数2以上又は200㎡超の災害時拠点	11	H20～
3	階数2以上又は200㎡超の避難弱者が集まる施設	15	H21～
計		59	

耐震改修

平成 27 年度までの整備目標は、下表のとおりです。平成 20 年度以降に耐震改修工事（建て替えを含む）を順次進めることとします。

市有の対象建築物の耐震改修計画

対象建築物	建物の種別	該当建物数	目標
1	・市地域防災計画の「防災対策拠点施設」の特定建築物 ・市避難場所指定の特定建築物 ・上記以外の特定建築物	62	90%
2	階数2以上又は200㎡超の災害時拠点	11	90%
3	階数2以上又は200㎡超の避難弱者が集まる施設	17	90%
計		90	90%

(5) 整備プログラムの進捗の管理

定めた目標については、関係課協議会等において、定期的に検証を行います。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

1. 概要

計画の概要

基本的な取組方針

建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。

建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的支援や情報提供を行います。

市有の施設については、本計画に示す整備プログラムに従って事業を進めるとともに、定期的に目標を検証します。

具体的促進支援策

木造住宅耐震診断に対する助成を行います。

安心して耐震改修を行えるような環境整備

耐震診断マニュアルに基づいて、木造住宅耐震診断士派遣事業を実施します。

相談窓口の設置・情報提供・環境づくり等により、建物の所有者を支援します。

パンフレットの配布、ホームページ等を利用し情報を提供します。

建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、エレベーターへの閉じ込め防止対策等について、啓発活動を進めます。

優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

災害応急対策拠点となる庁舎、避難施設と法の特定建築物と木造住宅を優先的に耐震化すべき建築物とします。

重点的に耐震化すべき区域の設定

「ひたちなか市地域防災計画」で定められた「第1次～第3次緊急輸送道路」の沿道を重点的に耐震化すべき区域とします。

避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難路等の現況を調査し、避難路等を閉塞する恐れのある住宅、建築物の耐震化促進を図ります。

2. 耐震診断・改修に関わる基本的な取組み方針

(1) 関係主体の役割分担

耐震診断及び耐震改修の促進にあたっては、次の事項を重視して進めることとします。

建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保する。

行政は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的支援の充実に努める。

市有の対象建築物については、本計画に従い事業を進めるとともに、定期的に目標を検証する。

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

ひたちなか市

- ・ 耐震改修促進法に基づく耐震改修の計画の認定、指導、助言等を行う。
- ・ 住民に対し地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性確保の必要性について啓発する。
- ・ 公共建築物や特定建築物について、耐震化の状況の把握、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- ・ 市耐震改修促進計画に基づき、市有建築物の耐震診断・耐震改修(建て替えを含む)を実施する。
- ・ 木造住宅耐震診断に係る助成措置の充実に努める。

建築関係団体

- ・ 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

建物所有者

- ・ 多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 具体的な促進策

市及び県が実施する促進策は、次のように大別されます。

耐震診断・改修の促進を図るための支援策

助成制度

- ・ 木造住宅耐震診断派遣事業
- ・ 耐震診断・耐震改修に対する融資制度
- ・ 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

耐震化促進のための環境整備

- ・ 耐震診断マニュアルの策定
- ・ 木造住宅耐震診断士の登録リストの公開
- ・ 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公開
- ・ 相談窓口の設置
- ・ パンフレット，ホームページ等による情報提供

3. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資，税制優遇等の支援を実施し，耐震改修等の円滑な実施を促します。

1) 耐震診断に対する助成制度

助成制度名	ひたちなか市木造住宅耐震診断士派遣事業				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における耐震診断・改修を促進するため，市民に対して個人負担金 2,000 円（診断費用 32,000 円（平成 19 年度））にて耐震診断士を派遣して耐震診断を実施する。 ・ 市が策定した「耐震診断業務マニュアル」に従って診断業務を実施 				
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準前（昭和 56 年以前）に建築された木造住宅（丸太組み構造・プレハブ工法ものを除く） ・ 対象地域は，市内全域 ・ 「茨城県木造住宅耐震診断士」が診断を実施 				
実績・予定	<table> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>平成 20 年度</td> </tr> <tr> <td>93 戸（実績）</td> <td>100 戸（予定）</td> </tr> </table>	平成 19 年度	平成 20 年度	93 戸（実績）	100 戸（予定）
平成 19 年度	平成 20 年度				
93 戸（実績）	100 戸（予定）				

2) 耐震改修に対する融資制度

融資制度名	住宅金融支援機構（耐震改修工事）	
概要	・ 耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資	
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建住宅 基本融資額：1000 万円 金利：基準金利 10 年以内 2.26% 11 年以上 3.04% (平成 19 年 6 月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション 融資額：工事費の 8 割以内 (限度額：住戸数あたり 150 万円) 金利：1.95% (平成 19 年 6 月時点)
融資制度名	日本政策投資銀行（環境配慮型社会形成促進事業）	
概要	・ 既存ストックの有効活用等に資する事業を促進するための融資	
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクル配慮型のメンテナンス事業：既存建築物の耐震改修工事等に必要資金 融資比率：40%，金利：政策金利 ↓ 	

3) 耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	住宅に係る耐震改修促進税制
概要	・ 耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置
特例措置内容	・ 固定資産税・耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当部分まで)の減額 平成21年まで - 3年間1/2に減額 平成24年まで - 2年間1/2に減額 平成27年まで - 1年間1/2に減額

4. 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

相談窓口の設置

- ・ 建築指導課において、相談窓口を設置します。

情報の提供

- ・ 耐震診断への補助制度、その他の支援策、耐震改修の技術的疑問等に関するパンフレットの配布、ホームページ等による情報提供等を行います。

5. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の防災性を高めるためには、建物の耐震性のみならず、建物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策を採ることが重要です。県及び市は、4.に示したような相談窓口の設置や情報提供の際には、建築物の防災性を高めるために、次のような対策を実施し、地震時の災害の拡大を抑制します。

ブロック塀等の倒壊防止対策

地震時のブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

- ・ ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

ガラス・天井の落下防止対策

地震時にオフィスビルの窓ガラスが割れて飛散したり、天井等の装飾具等が落下するなどの事故が発生しています。

- ・ ガラスや天井の落下の危険性について、市民や建物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

エレベーターの閉じこめ防止対策

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

- ・ エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の設備や改良、地震時の保守会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

6. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・ 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、消防署、医療活動の中心となる病院ならびに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物。
- ・ 法の特定建築物
- ・ 木造住宅

7. 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・ 「ひたちなか市地域防災計画」で定められた「第1次～第3次緊急輸送道路」(資料3参照)の沿道

8. 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる緊急輸送道路・避難路及びこれら道路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物の耐震化基礎資料として整備する。これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

* 避難路とは幅員4m以上の緊急輸送道路を除いた道路とする。

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

1. 概要

計画の概要

相談への対応や情報提供

建築物の所有者が、耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問い合わせできるように、市の建築指導課の窓口で対応します。

市民が、地震の危険性や建物の耐震性について関心を持ち、自ら適切な判断を行えるように、正確な知識や情報の提供を行います。

リフォームにあわせた耐震改修の促進

建物設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等が耐震改修の絶好の機会であることから、そのメリット等について建物所有者を啓発するための取組を進めます。

地域住民等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る 自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、自主防災組織等があり、自主防災組織等に対して耐震化促進の啓発に努めます。

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、建築物の所有者等が耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問い合わせできるように、市の建築指導課の窓口で対応します。

相談窓口では、耐震診断や改修に関する助成・融資制度や税制の特例、専門家の紹介、及びその他建築物の所有者等にとって有益な情報の提供を行い、耐震改修を促進するための環境づくりに役立てます。

3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的です。また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもあります。

一方、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取組めるような環境整備が必要です。

住宅リフォーム等を計画している市民の方が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるように、住宅リフォームに関する相談・情報提供を行います。また、住宅の所

有者に対し、このようなメリットを周知するようパンフレットやチラシの配布を行います。

4. 地域住民等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る 自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には自主防災組織等があり、自主防災組織等に対して、耐震化促進の啓発に努めます。

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

1. 概要

計画の概要

耐震改修促進法による指導等

特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。

一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。

さらに、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づき、その旨を公表します。

建築基準法による指導等

公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令等の対応を行います。

2. 耐震改修促進法による指導等の実施について

特定建築物については台帳等を整備し、次のような方針に基づき耐震化を促進していきます。

(1) 指導・助言の実施

特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法第7条第1項に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。

指導・助言の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づくものとします。これらの建築物は、資料2の「特定建築物の規模要件」を満たす建築物です。

指導・助言は、当該建築物の用途により、防災拠点としての機能や特定・不特定多数の人の利用の有無など地震災害発生時の被害拡大に対する影響を考慮した上で、重要度の高いものから優先的に実施します。実施の優先度は、資料4の「耐震改修促進法に基づく立入り検査優先度」に準じます。

指導・助言の方法

耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

(2) 指示の実施

一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法第7条第2項に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。

指示の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づくものとします。これらの建築物は、資料2の「指示対象建築物」に示される建築物です。

前項(1)の指導・助言の対象と同様、当該建築物の用途をふまえて、重要度の高いものから優先的に指示を行います。

指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関して、実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの方法により、指示を行います。

(3) 指示に従わない場合の公表

(2)の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法第7条第3項に基づき、その旨を公表します。

公表の方法

耐震改修促進法に基づいた公表であることを明確にした上で公表を行います。

(4) 指導・助言の実施から指示に従わない場合の公表に至る流れ

あらかじめ当該建築物の危険度の確認や立入り検査を行います。立入り検査を行う建物の優先度については、資料4に詳細を記載しています

3. 建築基準法による勧告又は命令等の実施について

上のような公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令等の対応を行います。

勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わずに耐震性のない建物を放置することがその利用者や周辺住民の生命や財産を守る上でいかに危険であるかについて、十分な周知を図ります。

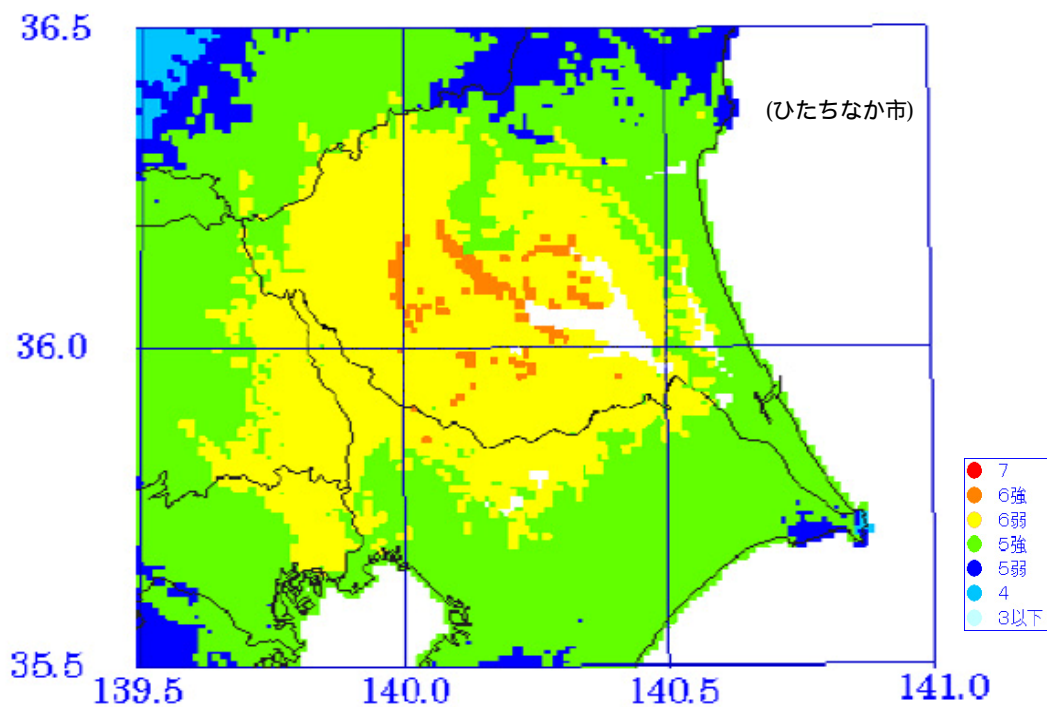
資料

- 資料 1 本計画で対象とする地震とその震度分布
- 資料 2 耐震改修促進法に定められる特定建築物
- 資料 3 緊急輸送道路一覧
- 資料 4 耐震改修促進法に基づく立入り検査優先度
- 資料 5 図；表層地盤のゆれやすさ(茨城県)

資料1 本計画で対象とする地震とその震度分布

想定地震の規模

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)
茨城県南部地震	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会(平成17年7月)」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震	7.3



想定地震による震度分布

資料2 耐震改修促進法に定められる特定建築物

特定建築物とは、次の用途や規模要件に該当し、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（昭和56年以前の旧耐震基準の建築物）をいう。

特定建築物一覧

用途		特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住居に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 * 詳細は次項参照		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	

【特定建築物となる危険物の数量一覧】

）特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

）指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
マッチ	300 マッチトン()
可燃性のガス	2 万 m ³
圧縮ガス	20 万 m ³
液化ガス	2,000 t
毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

() マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120kg。

資料3 緊急輸送道路一覧

第1次緊急輸送道路

No.	路線名	起点側	終点側
(一般国道)			
1	国道6号	取手市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
2	東水戸道路	水戸市元石川町国道50号バイパス(水戸南インター)終点から	ひたちなか市部田野主要地方道常陸那珂港南線交差(ひたちなかインター)まで
3	国道245号	水戸市塩ヶ崎国道51号分岐から	日立市鹿島町国道6号交差まで
(主要地方道)			
4	水戸那珂湊線	ひたちなか市栄町国道245号分岐から	ひたちなか市湊本町まで
5	瓜連馬渡線	那珂市福田那珂インター入口から	ひたちなか市長砂国道245号交差まで
6	那珂湊那珂線	ひたちなか市栄町国道245号分岐から	那珂市中台国道349号交差まで
7	常陸那珂港南線	常陸那珂港(ひたちなか市阿字ヶ浦)から	ひたちなか市部田野東水戸道路交差まで
(一般県道)			
8	那珂港大洗線	ひたちなか市湊本町主要地方道水戸那珂湊線交差から	東茨城郡大洗町祝町県道大洗公園線交差まで
9	常陸海浜公園線	ひたちなか市長砂から	ひたちなか市馬渡主要地方道常陸那珂港南線交差まで

第2次緊急輸送道路

No.	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
10	水戸那珂湊線	ひたちなか市湊本町県道那珂湊大洗線分岐から	ひたちなか市平磯まで
11	瓜連馬渡線	ひたちなか市稲田国道6号分岐から	ひたちなか市高場県道豊岡佐和停車場交差まで
12	常陸那珂港山方線	ひたちなか市阿字ヶ浦県道常陸海浜公園線交差から	ひたちなか市阿字ヶ浦主要地方道常陸那珂港南線交差まで
(一般県道)			
13	磯崎港線	磯崎港から	ひたちなか市磯崎ひたちなか市道交差まで
14	勝田停車場線	勝田駅前から	ひたちなか市勝田本町主要地方道那珂湊那珂線交差まで
15	豊岡佐和停車場線	ひたちなか市高場主要地方道瓜連馬渡線交差から	佐和駅前まで

(市町村道)			
16	ひたちなか市道 1 - 1号線	ひたちなか市東石川3丁目ひたちなか市 道金上田彦線交差から	ひたちなか市消防本部まで
17	ひたちなか市道 1 - 13号線	ひたちなか市表町一般県道那珂湊那珂線 交差から	ひたちなか市青葉町ひたちなか市道金上 田彦線交差まで
18	ひたちなか市道 1 - 14号線	ひたちなか市青葉町ひたちなか市道勝田 中根線交差から	ひたちなか市東石川3丁目ひたちなか市 道昭和通り線交差まで
19	ひたちなか市道 湊1 - 1号線	ひたちなか市湊本町ひたちなか市道湊中 部地区35号線交差から	那珂湊漁港まで
20	ひたちなか市道 湊1 - 6号線	ひたちなか市阿字ヶ浦町一般県道常陸海 浜公園線交差から	ひたちなか市磯崎町主要地方道水戸那珂 湊線交差まで
21	ひたちなか市道 湊中部地区35号線	ひたちなか市湊本町主要地方道水戸那珂 湊線交差から	ひたちなか市湊本町ひたちなか市道湊1 - 1号線交差まで

第3次緊急輸送道路

No.	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
22	水戸勝田那珂湊線	ひたちなか市勝倉主要地方道那珂湊那珂 線交差から	ひたちなか市中根ひたちなか市道1 - 8 号線まで
(市町村道)			
23	ひたちなか市道 1 - 8号線	ひたちなか市中根一般県道中根平磯磯崎 線交差から	勝田病院まで

資料 4 耐震改修促進法に基づく立入り検査優先度

耐震改修促進法に基づく立入り検査優先度一覧

立入検査優先度	優先度種別	建築物の用途	耐震改修促進法に基づく特定建築物の規模要件	指示対象特定建築物の規模要件
1	災害応急対策全般の企画立案,調整等を行う施設	県庁,市役所,町役場,消防署,警察署,郵便局,保健所,税務署,公民館,コミュニティセンターその他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
2	住民の避難所等として使用される施設	学校 小学校,中学校,中等教育学校の前期課程,特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500m ² 以上 *屋内運動場の面積含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上	-
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		集会場,公会堂	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		幼稚園,保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	750m ² 以上
3	救急医療等を行う施設	病院,診療所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
4	災害時要援護者を保護,入所している施設	老人ホーム,老人短期入所施設,身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		老人福祉センター,児童厚生施設,身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
5	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
6	緊急輸送道路沿道の建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ,多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり,その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	-
7	利用者の滞在時間が長い建築物	ホテル,旅館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。),寄宿舎,下宿	階数3以上かつ1,000m ² 以上	-
8	不特定多数の者が利用する建築物	ポーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		劇場,観覧場,映画館,演芸場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		展示場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		百貨店,マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		博物館,美術館,図書館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		飲食店,キャバレー,料理店,ナイトクラブ,ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		理髪店,質屋,貸衣装屋,銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		県庁,市役所,町役場,消防署,警察署,郵便局,保健所,税務署,公民館,コミュニティセンターその他これらに類する建築物以外の公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
9	利用者が限定される建築物	卸売市場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	-
		事務所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	-
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000m ² 以上	-
		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵,処理する全ての建築物	500m ² 以上

資料5 表層地盤のゆれやすさ(茨城県)

